

重層的住宅セーフティネット構築支援事業（賃貸住宅関連相談・連携円滑化支援事業）の開始についての公示

平成27年4月7日
国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、重層的住宅セーフティネット構築支援事業（賃貸住宅関連相談・連携円滑化支援事業）について公示します。

※この公募は、平成27年度予算によるものであり、平成27年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の状況によっては、特定が遅れること等もありますので、ご留意下さい。

1. 事業概要

(1) 事業名

賃貸住宅関連相談・連携円滑化支援事業

(2) 事業目的

本事業は、民間賃貸住宅の賃貸借関係を巡るトラブルに関して円滑な相談対応や情報提供を行うための相談業務に携わる者に支援を行う者に対して、国が必要な費用を補助することにより、トラブルの未然防止、相談・連携の円滑化を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

民間賃貸住宅に係るトラブルを未然に防止するための研修や関係機関の連携体制の強化等トラブル未然防止に資する下記の事業。

- ①民間賃貸住宅に関するトラブルの相談業務に携わる者に対する参加費無料の研修会の実施
- ②民法改正による「賃貸住宅標準契約書（改訂版）」の課題整理等の実施

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

上記（3）① 平成27年7月上旬～平成28年3月24日（木）

上記（3）② 平成27年6月中旬～平成28年3月24日（木）

2. 補助事業者の要件（上記、1（3）①及び②共通）

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・本事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 技術能力に関する要件

- ・民間賃貸住宅に係るトラブル相談に関する活動実績や研修会等の開催実績又はその知見や知識を十分に有すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ・提案者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けていること。

(4) 本事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・本事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっていること。

3. 提案の手續等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅総合整備課 金子

電話 03-5253-8111 (内線 39-365) F A X 03-5253-1628

電子メール kaneko-y2fi@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間

上記1 (3) ① 平成27年4月7日 (火) から平成27年5月15日 (金) まで

上記1 (3) ② 平成27年4月7日 (火) から平成27年4月30日 (木) まで

②方法 説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ上記の担当まで事前連絡を行い、手渡し、F A X、電子メールのいずれかの方法により交付する。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限

上記1 (3) ① 平成27年5月18日 (月) 18時00分まで (必着)

上記1 (3) ② 平成27年5月1日 (金) 18時00分まで (必着)

②場所 上記3 (1) の担当部局

③方法 上記3 (1) の担当部局へ、持参又は郵送 (書留郵便に限る。) の場合は3部 (正本1部、副本2部)、F A X又は電子メールの場合は1部 (F A X又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「Microsoft Word2013」 「Microsoft Excel2013」 「一太郎 Government7」
「Adobe Acrobat Reader9」以前の形式に限る。

・送信する電子メールの容量は20メガバイト以内とすること。

4. 補助事業者の選定

提出された提案書等について書類審査等を行い、1 (3) に掲げる事業ごとに、事業の目的に最も合致した提案書を提出した一者を採択する。

5. その他

(1) 手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3 (1) の担当部局に同じ。

(3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。

(6) 採用された提案書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 採用されなかった提案書は、原則、返却する。なお、返却を希望しない場合は、その旨を提案書提出の際に申し出ること。

(8) 同一の内容で、国土交通省及び他省庁等より補助金を受けている場合は対象外となる。

(9) 同一の提案者が同一内容の課題を重複して提案することはできない。

(10) 詳細は別途交付する説明書による。